

## 訓令

### 埼玉県訓令第八号

本  
庁  
地  
域  
機  
関

埼玉県公文例規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県公文例規程の一部を改正する訓令

埼玉県公文例規程（昭和四十九年埼玉県訓令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「裁決書、決定書等」を「裁決書等」に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）」に改める。

別記目次中「五 決定書」を削る。

別記第五第一号例六十三を次のように改める。



別記第五第二号例六十四を次のように改める。

備

文書を見やすくするために、  
 標題を行の中央に配字し、  
 又は標題と本文との間を一行空けて  
 差し支えないこと。

文書記号第○号×

平成○年○月○日×

(注 1行空けること。)

×職×氏 名×様

(注 2行空けること。)

審査庁×埼玉県知事×氏 名 印 ×

(注 2行空けること。)

×××審査請求書副本の送付及び弁明書の提出について（通知）

×審査請求人○○○○から平成○年○月○日付けで審査請求が提起されましたので、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」といいます。）第9条第3項の規定により読み替えて適用する第29条第1項及び第2項の規定により、別添のとおり審査請求書副本を送付します。

×については、下記により弁明書を提出してください。

## 記

1 ×提出期限

××平成○年○月○日

2 ×提出先

××○○部○○課○○担当

3 ×注意事項

×(1)×弁明するに当たっては、弁明の趣旨、審査請求人の主張に対する××処分庁の認否及び意見等を明示すること。

×(2)×法第29条第4項に掲げる書面を保有している場合は、弁明書に添××付すること。

×(3)×法第32条第2項の規定により、当該処分の理由となる事実を証す××る書類その他の物件を提出する場合は、弁明書に添付すること。

×(4)×上記(2)の書面及び(3)の物件は、法第38条第1項の規定により、審××査請求人又は参加人による閲覧等の請求の対象とされているので、××その提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについての処分××庁の意見を付すこと（ただし、閲覧等の請求に対する審査庁の判断××が、処分庁の意見と異なる場合があることをあらかじめ申し添えま××す。）。

×(5)×弁明書は、正副○通を提出すること。

担当×○○部○○課○○担当（担当者氏名）×

電話×○○○-○○○-○○○○

別記第五第四号例六十六を次のように改める。



別記第五第五号を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。